

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2023年6月29日
【会社名】	静甲株式会社
【英訳名】	SEIKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 恵子
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号
【電話番号】	(054)366 1030
【事務連絡者氏名】	専務取締役 鈴木 武夫
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号
【電話番号】	(054)366 1030
【事務連絡者氏名】	専務取締役 鈴木 武夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2023年6月28日開催の当社第121回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2023年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株当たり金8円 総額51,787,656円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、鈴木恵子、鈴木武夫、大石透、鈴木康之、山下一弘、鈴木浩之、小林和仁、鈴木孝典、吉川範幸、湯子直樹の10氏を選任する。

第3号議案 取締役の報酬限度額改定の件

取締役の報酬等の限度額を年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）に改定するものである。なお、取締役の報酬等の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成割合（％）	決議結果
第1号議案	57,112	61	0	99.89	可決
第2号議案					
鈴木 恵子	56,128	1,045	0	98.17	可決
鈴木 武夫	56,569	604	0	98.94	可決
大石 透	56,596	577	0	98.99	可決
鈴木 康之	56,590	583	0	98.98	可決
山下 一弘	56,530	643	0	98.88	可決
鈴木 浩之	56,594	579	0	98.99	可決
小林 和仁	56,587	586	0	98.98	可決
鈴木 孝典	56,594	579	0	98.99	可決
吉川 範幸	56,855	318	0	99.44	可決
湯子 直樹	56,860	313	0	99.45	可決
第3号議案	56,872	301	0	99.47	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- 第1号議案及び第3号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上